

# 平成30年度第1回国立市保健センター運営審議会 記録（要約）

日 時	平成30年5月16日（木） 午後1時15分から午後2時30分まで
場 所	国立市保健センター 2階 集団指導室
出席委員	7名 浅倉委員、佐藤委員、鏑木委員、高橋委員、藤居委員、 清水委員、松浦委員
欠席委員	2名 渡部委員、辛島委員
傍 聴	0名
事 務 局	7名 大川部長、橋本課長、山本課長、清水係長、尾崎主査、 前田主査、佐藤主任
議 題	(1) 会長の選出について (2) 副会長の選出について (3) 平成30年度国立市保健センター、子育て支援課事業報告 について【資料1～4】 (4) その他

**【橋本課長】** 定刻になりました。皆様こんにちは、健康づくり担当課長の橋本です。本日はお忙しい中、平成30年度第1回国立市保健センター運営審議会にご出席いただきありがとうございます。本来は委員の方への委嘱を先に行わせていただくところですが、公務の都合により、大川健康福祉部長から委員の皆様へご挨拶をさせていただきたいと思います。

**【大川部長】** 皆様こんにちは。健康福祉部長の大川潤一です。この後に公務がありまして、先にご挨拶させていただきます。私自身は3月まで同じ健康福祉部の地域包括ケア推進担当課長をしておりまして、保健センターとはかねてか

ら連携させていただく中で、市の健康施策について進める一端を担うという立場でございました。この度健康福祉部長を拝任いたしました。引き続き市の健康寿命の延伸と健康な町づくり、この大きい目標に向けて皆様方のご協力のもと、生活習慣病予防やがん対策を充実させていきまして、更には母子保健との連携強化にも取り組んで参りたいと考えています。実は私も生活習慣病予防の対象者として、保健センターの健康事業に参加させていただく中で自分自身の健康についても改めて捉えなおしながら、皆様と一緒に施策を進めていきたいと考えています。委員の皆様には保健センターの事業運営につきまして貴重なご意見を賜っています。国立市民の健康づくりに関しまして、より一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**【橋本課長】** 前回の第18期国立市保健センター運営審議会委員の任期が平成30年4月30日で満了となっております。本来ならば市長より各委員の皆様へ委嘱状を交付させていただくところですが、本日公務の都合で欠席ですので、健康福祉部長の名代で、私から委嘱状の交付をさせていただきます。

－委嘱状交付－

**【橋本課長】** 委嘱状の交付が終了いたしました。出席委員が過半数を超えていますので、平成30年度第1回国立市保健センター運営審議会を開催させていただきます。会長、副会長が選出されておられませんので、議題（1）会長の選出についてまで、私が議事を進行させていただき、会長が選出されましたら交代させていただきますのでよろしくお願いいたします。

最初に資料の確認をいたします。平成30年度第1回国立市保健センター運営審議会次第、19期の委員名簿、保健センター運営審議会資料No.1保健センター条例、資料No.2国立市保健センター運営審議会規則、資料No.3平成30年度保健センター事業計画、資料No.4子育て支援課事業計画になります。不足の資料はございませんでしょうか。

議題に入る前に、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、各委員の皆様から順に自己紹介をお願いいたします。

**【浅倉委員】** 浅倉です。国立南口診療所で所長をしております。この会には市民の皆様のご健康保持に少しでも役に立てたらと思い、参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

**【高橋委員】** 東京女子体育大学で教授をしています高橋衣代と申します。国立市民の一人として皆様のためになれたらと思って頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【清水委員】** 市民委員の清水と申します。前回に引き続き今回も受けさせていただくことになりました。前回やってみて、わからなかったことをいろいろ知ることができたので、引き続きまたやらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【藤居委員】** 今回から初めて市民委員として参加させていただきます藤居しずかです。子供が保健センター、支援センターの方に本当にお世話になっているので、この会でいろいろなお話を伺っていけたらと思っています。よろしくお願いいたします。

**【松浦委員】** 公募で応募しました松浦と申します。私は生活支援員をここ数年やっています。高齢者が対象なのですが高齢者の方たちの声の一部届いていないのではないかと思います。日本は2025年問題あるいは2040年に世帯の4割は1人世帯になってしまうデータも出ています。なお、その時には65歳以上の一人暮らしが20%を占めるのではないかという推計も出ています。実際にそういう高齢者に関わっていて、独り住まいの高齢者の方たちをどうやって支えるのだろうというところを思い至り、頑張れるところまで頑張るつもりです。どうぞよろしくお願いいたします。

**【鍋木委員】** 国立薬剤師会の鍋木です。矢川駅の近くで薬局をやっています。国立市民も30年以上やっています。薬局から皆さんの健康の支えになれたらと思います。よろしくお願いいたします。

**【佐藤委員】** 佐藤です。私は歯科医師会の立場から、歯科の面で国立市の皆さんの健康をサポートする立場にあります。前期からこの運営審議会に参加させていただいておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

**【橋本課長】** ありがとうございます。本日ご欠席の連絡をいただいております。

ます委員の方は、多摩立川保健所の渡部委員と学識経験者の辛島委員の2名です。これから2年間よろしく願いいたします。

それでは議事を進めます。議題1、会長の選出に入ります。国立市保健センター運営審議会規則では選任により選出することになっています。自薦または推薦される方はいらっしゃいますか。

**【佐藤委員】** 長年この審議会に携わっている医師会の浅倉先生は、前期もこの会長をしていただきましたので、この審議会についていろいろとご存知なことが多いと思うので、浅倉先生を会長に推薦したいと思います。

**【橋本課長】** ただいま会長に浅倉委員を推薦したいとの意見がありました。よろしければ拍手で承認いただきたいと思います。

—拍手—

それでは浅倉委員を会長に選出いたしましたのでよろしく願いいたします。会長からご挨拶をお願いいたします。

**【浅倉会長】** 佐藤委員からも話がありましたが、長い間この会に携わっております。毎回新しいことが起きているという感じで、世の中が動き行政も変化しています。この会がスムーズに進行できるようにしていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

**【橋本課長】** 会長に浅倉委員が選出されましたので、以降の議事進行を浅倉会長にお願いします。

**【浅倉会長】** それでは議題の1、(2)副会長の選出についてです。自薦または推薦される方はいらっしゃいますか。

**【高橋委員】** これまでの経験が活かされるように、歯科医師会の佐藤委員を推薦いたします。

**【浅倉会長】** 佐藤委員を副会長にという推薦がありました。皆様いかがですか。よろしければ拍手をお願いします。

—拍手—

それでは佐藤委員、よろしく願いいたします。

**【佐藤委員】** 副会長に仰せつかりました佐藤です。これから2年間、この審議会の皆様と一緒に国立市保健センターのためにいろいろと考えて行きたいと

思いますので、よろしく申し上げます。

**【浅倉会長】** ありがとうございます。議題（3）に入る前に、保健センターの職員の紹介をお願いします。

**【橋本課長】** それでは紹介させていただきます。私の隣におりますのが、清水健康推進担当係長です。

**【清水係長】** 健康推進担当係長の清水です。よろしくお願いいたします。

**【橋本課長】** 続きまして、尾崎保健センター主査です。

**【尾崎主査】** 尾崎です。よろしくお願いいたします。

**【橋本課長】** 続きまして、山本子育て支援課長です。

**【山本課長】** 4月より子育て支援課長を拝命いたしました山本です。母子保健事業を所管しておりますので、よろしくお願いいたします。

**【橋本課長】** 続きまして、子ども保健発達支援係前田主査です。

**【前田主査】** 前田と申します。よろしくお願いいたします。

**【橋本課長】** 続きまして、保健センターで運営審議会の担当をしております佐藤主任です。

**【佐藤主任】** 佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

**【橋本課長】** 本日、馬橋子ども家庭部長と木村子ども保健・発達支援係長が公務のため欠席でございます。以上です。

**【浅倉会長】** 次に、条例及び規則について説明をお願いします。

**【橋本課長】** それでは条例と規則について説明いたします。資料No. 1 とNo. 2 をご覧ください。

国立市保健センター運営審議会の設置と運営につきましては、国立市保健センター条例及び国立市保健センター運営審議会規則に基づいております。最初に資料No. 1 の条例から説明いたします。第 1 条では保健センター設置の根拠法令と所在地を定めております。市民の健康の保持及び増進を図るため地域保健法に基づき、国立市富士見台 3 丁目 1 6 番地の 5 に設置するとなっております。第 2 条では保健センターの実施する事業の 5 項目を記載しています。第 3 条では保健センター使用に当たっての使用料及び手数料が書いてあります。第 4 条に保健センター運営審議会のことが明記されています。運営審議会は 11 人以内

の委員をもって組織し、委員は市長が委嘱します。委員の任期は2年で、途中、委員が欠けた場合は補欠の方に就任していただきます。第5条には保健センターの維持管理及び運営に関する事務を行うため、必要な職員を置くとなっております。第6条は委任についてです。別表に手数料、諸費用の一覧表が書いてあります。

次に資料No.2、国立市保健センター運営審議会規則について説明します。第1条は規則の趣旨です。保健センター条例第4条の規定に基づき、国立市保健センター運営審議会の運営について必要な事項を定めるものとする、となっております。第2条は役員についてで、運営審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定めます。会長は運営審議会を代表し、会務を統轄します。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理するとなっております。第3条は会議のことについて書かれております。運営審議会は必要に応じて会長が召集し、議長を務めるとあります。委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができません。議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。第4条には所掌事項ということで、4項目書かれております。保健センターの年間事業計画に関する事、保健センターの運営に関する事、母子保健事業及び成人保健事業に関する事、その他必要と認めることとなっております。第5条は庶務について、第6条は委任について書かれております。

今後も条例、規則等に基づき、事務局として運営審議会を運営していきますので、委員の皆様のお力添えを賜りたいと存じます。補足事項ですが、国立市附属機関の設置及び運営に関する要綱の規定に基づき、国立市保健センター運営審議会の会議は公開となります。また委員の皆様の名、任期、性質区分と、審議会の要約した会議録につきましても市のホームページで公表となりますのでご了承ください。発言されるときはお名前を忘れずに言っていただくと助かります。会議の開催時間ですが、平日の午後1時15分から2時30分までの間で開催したいと考えています。以上です。

**【浅倉会長】** 委員の皆様におかれましては、発言される際は挙手をして、お名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。

それでは（３）平成３０年度国立市保健センター、子育て支援事業計画について事務局から説明をお願いいたします。

**【清水係長】** 保健センターの事業計画について説明いたします。資料No.3をご覧ください。多くの事業があるため、全部の説明ができませんので、かいつまんで説明いたします。

保健センターでは第２次国立市健康増進計画に基づき、「市民一人ひとりの自主的な取り組みと地域の支えあいによる健康なまちづくり」を基本理念とし、国立市民の健康寿命の延伸と健康なまちづくりを総合目標に掲げ、保健事業を実施しています。事業計画の中身については５ページまであり、７つのカテゴリで書いてあるので、メインになる部分を簡単に説明いたします。

１個別のヘルスチェック、（１）～（５）までの事業を実施しています。まずは内科的な健診として、昨年度までは「毎年健診」ということで市民に周知をしていたのですが、（１）ア、国立市国民保険に加入されている方は「国立市特定健診」という名前に代えさせていただき、４０歳～７４歳の方を対象として法で定められている特定健診の項目と、国立市独自項目を付加健診として実施しています。イ、「国立市健康診査」という名前で４０歳以上の生活保護受給者等の無保険の方が対象の健診をやっています。ウ、それ以外の社保の方、社会保険の方は、ご自身の社会保険の健診を受けていただくのですが、付加項目として国立市独自の項目を受診することができる制度になっています。内科的健診は以上の３つのカテゴリで実施しています。（５）地域型訪問歯科健診事業として、歯科医師会に委託をし、通院では来られない歩行困難な高齢者の方たちに対して、訪問で歯科検診の事業の委託をしています。

２、個別のヘルスサポート、保健師、管理栄養士による電話相談や訪問以外に保健事業として、（１）～（４）までの事業を展開しています。（１）特定保健指導に関してですが、これは国民健康保険の方と国民健康保険人間ドックの方を対象として、国立市特定健診を受けた方と人間ドックの助成を受けた中の結果で保健指導を実施しています。個別相談や体育館に委託をして、トレーニングルームで運動指導をしたり、プールの利用による運動プログラムのチケットを配布して行っています。（２）健康・栄養相談、市民の方の健康よろず相談窓口と

いう形で、年24回実施しています。(3) Go! 5! 健康大作戦は、5か月で5%の減量を目指す事業で、18歳～64歳までの市民の方で、平成28年度までは肥満の方を対象としていたのですが、平成29年度からは血糖の高い方も対象として、5か月目標を立てて取り組んでいただき、個別相談や東京女子体育大学へ依頼をして、ウォーキングの講座を3回開いて、運動と栄養面と生活面のサポートをして目標を達成していただく内容になります。達成された方にはTシャツを進呈する事業になります。(4) 血管長持ち大作戦、血糖や慢性腎臓病の重症化予防として、健康講座や個別健康相談を行っています。今年度は年3日間で2コースを予定しています。市の健康課題である糖尿病、慢性腎臓病の予防ということで、糖尿病の重症化予防ということに力を入れ、この保健事業を実施しています。

3、がん検診事業になります。大きくは胃・肺・大腸・子宮・乳がんの5がん検診を例年通り実施していきます。その他に平成29年度新規事業で、特定健診を受けられる方に合わせてセット受診ということで、大腸がんを健診と一緒に受けられる制度を設けました。昨年度は例年の5倍程度に当たる大腸がん検診の受診率に上がったところです。昨年度までは国立市内の医療機関でしか受けられなかったところ、今年から特定健診は国分寺市でも受けられるように事業を拡大しています。(6) 胃がんリスク検診、こちらは昨年度新規事業として始めたところです。ピロリ菌が感染しているかどうかの検査になります。50代を対象として行っていて、今年度も実施していく予定です。

4、予防接種事業、昨年度までは子供の部門と一緒に予防接種という形で行ってきました。保健センターと部署が分かれたので、今年は高齢者の部門で肺炎球菌とインフルエンザについて事業を行っていきます。

5、健康増進事業、昨年度新規で健康づくり推進員活動支援事業ということで、保健師と共に健康づくりに協力いただける市民ボランティアを募り、健康づくりの健康に関することを学び、実感していただきます。それを周りの方に伝えていただき、自主的な健康づくりの担い手として、口コミで健康情報を広めていただく方を募集しました。現在、26名が健康づくり推進員になっていただいています。今年も第1回の26名と、今年度募集の委員と実施していく予定です。

(2) くにたちオリジナル体操普及推進員活動支援事業ですが、昨年度健康づくり推進委員制度ができましたので、体操オンリーの推進活動というのは事業を統合させていただき、健康づくり推進委員に盛り込む形で今年は事業展開することになりました。(3) 地域保健師活動事業ということで、各部署にいる保健師が横のつながりを持って保健活動を行っていくように、子どもから大人まで地域事業を展開していく事業になります。

その他、今年度の新規事業として、6、保健医療に関すること(3) 骨髄移植ドナー支援事業が今年度の新規事業になります。日本骨髄バンクが実施する事業において、骨髄や末梢血幹細胞移植等の提供を行ったドナーや、ドナーが勤務する事業所に対して奨励金を支給する事業になります。ドナーの方は1日に2万円、ドナーが勤務する事業所には1日1万円を交付するという事業になっています。

7、その他は今まで通り変更ございません。以上になります。

**【浅倉会長】** 説明をしていただきました。何か質問・意見がございましたらお願いします。

**【鍋木委員】** 個別ヘルスチェックで、「国立市健康診査」生活保護受給者の健康診査というのは、希望者に対してですか。

**【清水係長】** 40歳以上で生活保護受給者の方で、こちらに個人情報を提供していただくことに同意した方に関しては健診の案内を差し上げています。希望する方に関して実施している事業になります。

**【鍋木委員】** 全員の方に希望を募っているわけではないのですか。

**【清水係長】** はい。

**【橋本課長】** 全員の方にはケースワーカーから声をかけていただくように依頼しているのですが、自分が生活保護というのを知られたくないという方もいらっしゃいますので、ご希望される方はこちらに情報をお知らせいただき、保健センターから発送しています。

**【浅倉会長】** 他にございませんか。私から1つ質問ですが、がん検診事業の中で大腸がん検診が特定健診とセットと聞いたのですが、胃がんリスク検査は昨年からはまったので、これを知っている方は少ないのかも知れませんが、私の

印象としては受診者は少ないと思います。これは、対象者は特定健診の方ですか、大腸がん検診と同じようにセットでは出来ないのですか。

**【清水係長】** 昨年度の12月に始まったので、セットでできる期間が2月までの中でやらせていただきました。今年度、セットの受診は可能ですので、昨年度の対象期間が短かった、昨年59歳の方、今年60歳になる方も対象とさせていただきます。セットで受けていただくように制度としてはできます。

**【浅倉会長】** 他にございませんか。それでは子育て支援課から事業計画の説明をお願いします。

**【前田主査】** 資料No.4、平成30年度子育て支援課事業計画です。特に新規で始めた事業ではないのですが、内容が少し変わったものを中心に説明させていただきます。子育て支援課事業につきましては、母性と乳幼児の保健保持及び増進を図るため、母子保健法並びに児童福祉法に基づき次の事業を行っています。

1、子育て支援事業(2)妊婦の歯科健康診査、昨年度までは保健センターと個別の医療機関の両方で実施しておりましたが、昨年実績としては、保健センターで年6回事業を実施していますが、利用された市民の方は13名で、ほとんど9割方が別の医療機関に行かれる方でした。費用対効果等も考え、これから出産されることも考えて、身近なかかりつけの医者をしっかり見つけた方がいいと考えて、歯科医師会とも協議をさせていただき、今年度からはすべて個別の医療機関で実施という形をお願いをしております。

(3)2歳児歯科健康診査、これは法定の事業と違って市で独自で行っています。歯科医師会にご協力をいただいて行う健康診査ですが、その前に1歳6か月健康診査というものがあって、その時に成長や発達とか、いろいろな意味で少しフォローが必要という方について、この2歳児歯科健康診査で経過を見ていく機会をとらえています。1歳半だとまだ保護者の方からのニーズが出なかったり、様子をみたいという声があります。そういう方が2歳に来た時に、なるべく網を広げて相談関係を取れるようにしたいと思い、今年度からは心理職も配置して相談ができる体制を整えております。発達支援事業と併せて、その場でニーズに応じて言葉の方S Tの相談であったり個別の医師相談につなげたり、そう

いった発達面のフォローを兼ねた事業を今年度は行っています。

(14) 乳幼児発達健康診査、健診の発達の経過観察が必要な子供に対して、小児神経学の専門医による健診と保健指導を実施しています。医療機関ではないので診断をするということはしていませんが、診察の中でつなげた方がいい場合は、こちらの先生に紹介状を書いていただき、然るべき機関につなげるということをしています。毎月第4火曜日に実施ということで、これまでは年12回としていたのですが、段々とニーズが増えてきていて、経過観察ということで同じ方が何回も受診される場所が目立ってきています。月1回では追いつかない状況になってきているので、今年度は6回増やして、年18回の実施予定になっています。必要に分けて健診からの流れで受診される方がいらっしゃるのですが、中には小児科の機関や、保育園・幼稚園からの紹介とか情報提供で親御さんが相談に入られることもあります。

(21) 母子保健連携会議、地域の母子保健関係者が母子への継続的なケアを充実・向上させることを目的として、情報交換会及び講習を実施していて、毎年テーマを決めて行っています。昨年度は杏林大学のケースワーカーの方に来ていただき、医療機関とさまざまな個別の世帯に勉強する機会が増えてきているので、主に虐待予防のところを見ていただき、今抱えている現状などを判別していただいたうえで、有効な医療との連携を進めていくにはどうしたらいいのかを考えています。こちらについては職員以外でも、保育園・幼稚園、小学校等の関係者にも広く声をかけさせていただいております。

(28) 出産・子育て応援事業（妊婦全数面接）になります。こちらは今年の組織改正後7月から開始しています。妊娠の届出時に保健師による妊婦面接をして、アンケートを書いていただいたうえで保健指導を実施しています。7月からですが、妊娠届出時に妊婦さんがお見えになった場合に9割以上できています。昨年度に引き続き、今年度も育児用品を掲載したカタログギフトを差し上げています。従来から行っていた保健センターと北市民プラザ、子育て支援課の総合相談窓口で委任状の方を除いて、ほぼ8割方来ています。今年度5月に国立駅前に市民プラザが開設され、そちらでも妊娠届の受理をしていて、北市民プラザと同様にタブレットを使ったテレビ電話という形で専門職とつないで面談して

いく形をとっています。市役所に来ていただいた方がどのぐらい駅前の市民プラザに行くのか、今年度は経過を見たいと思っています。夜間に提出される方については、委任状の方と同様後日改めて保健センターの方から連絡をさせていただきます、必要な方にはフォローを行う体制でやっていきたいと考えています。

2 予防接種事業（1）定期予防接種について、今まで里帰りをされて、里帰りが伸びたりして、里帰り先で予防接種を希望される方につきましては、里帰り先の自治体とのやり取りで、相互乗り入れという形で受けてくれるところでは里帰り先の自治体でお願いをしていたのですが、自治体によっては市民でないと言われてくれないというところもありましたので、今年度から償還払いがとれるようにしました。ただ、今日現在数値はまだ出ていませんが、何件か問い合わせが来ています。主に変更のあったところは以上です。

**【浅倉会長】** 何か質問、ご意見等ありますか？

**【松浦委員】** 保健センター事業計画の1個別のヘルスチェックのところで、私が今担当しております生活支援者が生活保護を受けていて、この方の場合おそらく健康診断はやっていないと思います。脳梗塞から高次脳機能障害になり、認知も発生しています。こういう人を健康診断を受けさせるにはどうしたらいいのでしょうか。何かいい方法があったらというのが1点と、認知症対策というのがどこにも書いていないのですが、他にあるのかどうか、あるのならお聞かせください。脳梗塞で要介護3ですが、外に出たがらない、人と接するのも嫌がる、デイサービスも拒否するそういう独居老人がこれからどんどん増えていくのかなという気がしないでもないで、そういうことも含め回答をお願いします。

**【浅倉会長】** どうでしょうか。本人の同意がないという難しい問題ですが。

**【清水係長】** 生活保護受給者の40歳以上の市民の方で、本人の個人情報をこちらに提供いただくという同意が得られた方に関しては受診票を送り、後はこの対象の方に対しては生活保護の部署に受診権を発送したので是非受けていただくようにというやり取りはさせていただいております。40歳以上の対象者に関しては生活保護の部署からも声をかけていただいて、特に独居の高齢者の方とか、医療にかかってない方もいるので、受けていただくようなアナウンス

をしていただいております。ただ、本人の個人情報の同意がない方に関しては、こちらとしてもその方が生活保護を受けている方で健診を受けられる対象かというリストが手元にないので、健診とはまた違う形で生活保護の部署と連携しながらアクセスをさせていただけたらと思います。

**【松浦委員】** おそらく本人もその判断する能力がないか、低下してきていると思います。益々これからも低下すると思うし、低下した段階で誰が医科に連れて行くのか。そういう方がいるという事例があります。私の家の近所に3件一人暮らしのおばあさんがいて、施設に入った方もいるし、後の二人は元気で外食を取り入れたりしています。そういう人たちをどうやって声掛けして守っていったらいいのか、悩んでいるところです。

**【浅倉会長】** これは、保健センターも関わるというより、むしろ地域包括にお願いしてアプローチしてもらってつなげてもらう。もう一つは地域の隣近所の連携、町内会のお知らせ、逆に行政が指導するより町内会を整備して、お互いの連携をとっていただく。それから民生員の方の働きも大事ではないかと思えます。

**【橋本課長】** いろいろなケースの方がいて、様々なところで関わって、そこでチームでアプローチをすとか、この方だったら心を開いているからこういう風にアプローチしてみようとか、みんなで集まっているいろいろな対策をかけていくパターンがあります。毎度そのような感じでケースカンファレンスをしていくのが常々です。市役所に福福相談の窓口があるので、どこに相談したらいいのかわからないという複合的な問題をお持ちの方は、そこで相談をしやすい窓口を作っています。ただ、従来から保健センターで関わりのあった方で、いろいろ深刻な状態になってきた方に関しては合意を取ったり、常に関わりを持っている方たちと連携してやっていき、その時々でアプローチの仕方は違いますが、支援できるように進めているところではありますが、またいろいろと教えていただければと思います。

**【松浦委員】** 千人いれば千人の対応をしてあげなければいけないのかなと思っているのですが。

**【浅倉会長】** 認知症予防の件については、地域包括で行っているのですか。

保健センターはあまり関わっていないのですか。

**【橋本課長】** そうなります。認知症にどうしてなるのかというところが100%原因究明されているかというところではないのです。私どもの立場で言うと、やはり糖尿病とか血管両辺から脳細胞に悪影響を及ぼせてなるのではないかという見解も示されてきています。国立市は特定健診で糖尿病とか慢性腎炎の関係の数値が他のところより高くなってきている方の対策としていろいろ考えています。今回細部にわたってお話しなかったのですが、今年度から特定健康診査の項目として、国立市独自項目も増やして、重症化を予防して行こうと取り組んでいます。別の機会でそういうお話もできればと思いますが、今日は雑駁ですが全体をご紹介させていただきました。

**【浅倉会長】** 国立市在宅療養推進協議会で、そういう問題は上げていただければ。市では地域包括ですか。

**【尾崎主査】** 認知の場合は地域包括です。

**【浅倉会長】** 他にございませんか。なければ私の方から1つ質問です。最近小児科医師会、医師会で話題になったのは、障害者の保育園の入園で、今具体的には医療的ケア、在宅で人工呼吸器を付けたり、管を腸に経管栄養をしている子供がいるという話題があったのですが、その辺のことについて、保健センターでの関わり、障害者の情報についての関わりはありますか。

**【山本課長】** 保育園の関係なので、児童青少年課が中心に今医師会と一緒に協議をしています。この中には記載していませんが、障害児に関しては子育て支援課でも関わっていきたくと思っています。

**【浅倉会長】** これからそういう子供が増えていくと思います。それに対して市はどう対応していくのか。2年前に障害者支援法が改正になって医療的ケアをちゃんとするようになってきているのでよろしくをお願いします。

ほかに、よろしいですか。それでは議題(4)その他に入らせていただきます。

**【橋本課長】** 審議会の開催についてですが、8月、11月、2月を予定しています。特に都合のつかない曜日などありましたら申し付けください。

**【浅倉会長】** その他何かございますか。なければ次回の8月の開催日を決めておきたいと思いますが、20日月曜日のご都合はいかがですか

一応20日の月曜日議会開催でよろしいでしょうか。

**【橋本課長】** 本日欠席の委員にもご都合を聞きまして、ご連絡差し上げる形でよろしいでしょうか。第一候補は20日ということで。

**【浅倉会長】** よろしいですか。

他に何かありますか。なければ第1回保健センター運営審議会を終了させていただきます。皆さんありがとうございました。